

議員提出議案第 33 号

特別委員会の設置について

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

提案者 宮 良 操
賛成者 仲 間 均
平 良 秀 之
長 浜 信 夫
友 寄 永 三
長 山 家 康
大 道 夏 代
伊良部 和 摩
内 原 英 聰

理 由

議員による職員へのハラスメント防止条例制定を目指し、特別委員会を設置するため。

特別委員会の設置について

1 特別委員会の名称

議員によるハラスメント防止条例制定に関する特別委員会

2 特別委員会の任務

本特別委員会は、議員によるハラスメント防止に向けた条例制定に向けて取り組み、ハラスメント防止に関する条例案を議会に提案する。

3 調査権限

本議会は、上記2に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 期 間

審査終了まで。なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

5 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は10人以内とする。

6 特別委員会に要する経費

本特別委員会に要する経費は、本年度においては30万円以内とする。